

令和２年度

学校いじめ防止基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 重大事態への対応
- 4 連絡先一覧
- 5 参考資料
 - (１) いじめ防止のためのチェックリスト
 - (２) 「いじめ」に関するアンケート用紙（例）
 - (３) 福島県いじめ問題等対策支援運営協議会設置要項
 - (４) 福島県いじめ問題等対策支援チーム設置要項
 - (５) 福島県いじめ問題等対策支援チーム研修等派遣依頼書
 - (６) 福島県いじめ問題等対策支援チーム緊急派遣依頼書

令和２年４月１日

福島県立磐城桜が丘高等学校

福島県立磐城桜が丘高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及びいじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめ防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめ防止等のために対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

（第2条）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの様態（例）】

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ア 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ウ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - イ 遊びやチームに入れない。
 - ウ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。

- イ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
- ウ 遊びと称して、対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ウ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ア 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - イ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
 - ウ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる。
 - ア パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - イ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ウ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

（２）いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

- ① 名 称 いじめ対策委員会
- ② 構成員 校長１、教頭２、生徒指導部長１、
研究開発部長（情報処理習熟教員）１、学年主任３、
教育相談担当教諭（保健体育教諭）１、養護教諭１、
スクールカウンセラー１
※可能ならば、いわき中央警察署生活安全課職員に外部顧問１を
委嘱する。
- ③ 組織の役割
 - ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - イ いじめの相談・通報の窓口
 - ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録及び共有
 - エ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携、その他）

（３）いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員として自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒・保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて適切に取り扱う。
- ② 面接週間や定期的なアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 生徒に関する情報については、教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導部長を経由して校長に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（例：スクールカウンセラー）の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聴き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等の必要な措置を講ずる。
また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や警察署等、外部機関と連携して対応する。

⑥ 重大事態発生時の対応

【重大事態とは】

- ア いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害があった場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

【重大事態の報告】

- ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

【重大事態の調査】

- ア 重大事態が発生した場合は、弁護士・精神科医・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織（調査委員会）を設け調査する。

- イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないように配慮する。
- ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

(6) 年間計画

月	生徒指導	面談・実態調査 (アンケート) の実施	校内研修	いじめ防止の 対策会議	評価
4月	HPアップ 全校集会 保護者への 周知	面接週間①	職員への周知 研修① [未然防止と 早期発見]	対策会議① ⇔ (拡大)	計画作成 と提示
5月					
6月		アンケート①			
7月	全体講話①	三者面談①			
8月					
9月		アンケート②	研修② [対応と記録]	対策会議② ⇔ (拡大)	中間評価
10月		面接週間②			
11月		アンケート③			
12月	全体講話②	三者面談②			
1月					
2月		アンケート④		対策会議③	年間評価
3月					

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。
評価方法は、職員・生徒・保護者・学校評議員によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

3 重大事態への対応

学 校

↓ 報告

福島県教育委員会
○ 調査の主体の判断

→
報告

知 事

↓ 調査主体が学校の場合は、学校への指導・支援

調査組織による調査

※ 調査組織は、「いじめ対策委員会」を中心として、重大事態の特性に応じた専門家等を加えて構成する

↓

- 1 調査結果の提供及び報告
 - いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供
 - 教育委員会への報告
- 2 調査結果を踏まえた必要措置
 - 被害生徒及び保護者への支援
 - 加害生徒及び保護者への指導・助言
 - いじめがあった集団への働きかけ
 - 上記に必要な関係機関等との連携

4 連絡先一覧

教育庁 (1) 高校教育課 〒960-8688 福島市杉妻町2-16 ①課長 024-521-7768 ②管理主幹 024-521-7766 ③指導主幹 024-521-7769 (2) いわき教育事務所 〒970-8026 いわき市平字梅本15 代表 24-6214 FAX 24-6165 ①管理主事 永山広克 24-6216 ②指導主事 関 敦司 24-6217 (3) 義務教育課 024-521-7774	
警察・消防等 (1) いわき中央警察署 26-2121 (2) いわき東警察署 54-1111 (3) いわき南警察署 63-2141 (4) いわき駅前交番 25-9344 (5) 平消防署 23-9700	近隣施設等 (1) 磐城高等学校 23-2566 (2) 平第一中学校 23-1744 (3) 平第二中学校 23-1101 (4) 平第三中学校 23-2413 (5) JRいわき駅 25-2083
校医等 (1) 校医 中野 庄内 22-7200 (2) 産業医 斉藤 道也 58-4180 (3) 歯科医 阿部 弘敏 26-1118 (歯科医院) (4) 薬剤師 佐久間美典 24-3677 (マルト平窪店) (5) カウンセラー 笹原 和子	
法務局 福島地方法務局いわき支局 〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11 (いわき地方合同庁舎内) 0246-23-1651	

5 参考資料

(1) いじめ防止のためのチェックリスト（自校化版）

磐城桜が丘高等学校 いじめ防止のためのチェックリスト

1 基本的な考え方・教育指導の在り方

(1) 職員の認識

- ☐ 弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない。
- ☐ 学校は、生徒にとって楽しく学び、生き生きと活動できる場である。
- ☐ 教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす
る態度を育成し、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。
- ☐ 学校は、いじめの問題解決について大きな責任を有している。
- ☐ 「子どもの立場に立った運営」「開かれた学校」を基本姿勢として学校経営
の改善を図る。
- ☐ いじめられている生徒やいじめを告げた生徒を徹底して守り通すという毅然
とした態度を日頃から示す必要がある。
- ☐ ホームルーム活動や生徒会活動等の場を活用して、生徒自身がいじめの問題
解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むことは大きな意
義がある。
- ☐ すべての生徒が自ら参加でき、わかりやすい授業を工夫するなど、個に応じ
た指導に努める必要がある。
- ☐ 学校行事や部活動等において自己存在感をもつことができる場合が多いこと
に配慮し、子どもの「絆づくり」と「心の居場所づくり」に努める。

(2) 生徒の認識

- ☐ いじめは、人間として絶対に許されない。
- ☐ いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許
されない。
- ☐ いじめを大人に伝えることは、正しい行為である。

2 学校運営・学級経営等の在り方

- ☐ 役割分担や責任の明確化を図り、どんな些細な事実や相談であってもいじめ
が疑われる内容については、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性あ
る体制を確立している。
- ☐ 個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り
組んでいる。
- ☐ 教師の何気ない言動が生徒に大きな影響力を持つことに十分留意している。
- ☐ いじめに迅速かつ適切に対応し、いじめの悪化を防止し、早期に真の解決を
図っている。
- ☐ 養護教諭等と連携を積極的に図るなど、生徒への親身な教育相談を一層充実
させる。
- ☐ 会議や行事の見直し等校務運営の効率化を図り、生徒や保護者と接する機会
の確保と充実に努める。
- ☐ 全教職員が参加する実践的な校内研修を積極的に実施する。

- ☐ 校内諸活動の中で生徒と触れ合う機会の確保に努める。
- ☐ 部活動指導においては、生徒同士の人間関係や一人一人の個性に配慮する。
- ☐ 生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、いじめの発見や対応に努める。
- ☐ 教育活動全体を通して、友情の尊さや心からの信頼の醸成等について適切に指導する。
- ☐ グループ内での生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う。

3 いじめる生徒への対応

- ☐ 保護者の協力を積極的に求めながら、教育的な指導を徹底して行う。
- ☐ いじめを繰り返したり、いじめの仲間から抜けたことでいじめられる側に回ったりすることのないよう継続して指導する。
- ☐ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、特別指導や警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要である。
- ☐ 暴行や恐喝等の犯罪行為に当たるような場合は、警察との連携が積極的に図られてよい。

4 いじめられる生徒への対応

- ☐ 保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に十分な措置を講じながら、生徒の立場に立って、緊急避難としての欠席についても検討されてよい。
- ☐ 可能な範囲でグループ替えや座席替えを行うことも必要である。クラス替えの際は十分に配慮する。

5 家庭・地域社会との連携

- ☐ 学校は「開かれた学校」の観点に立ち、日頃から学校の対処方針やいじめ防止に関する年間指導計画やいじめに関する取組等を保護者等へ周知しながら、理解と協力を求める。
- ☐ いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応することが必要である。
- ☐ いじめの問題に関して学校や保護者等との意見交換の機会を設ける。
- ☐ P T Aと学校との実質的な連絡協議の場を確保して（例：総務委員会・学年 P T A）、積極的に連携を図る。

6 その他

- ☐ あってはならない教員の体罰がいじめへの取組に少なからぬ影響を及ぼしていることに留意する。

(2) 「いじめ」に関するアンケート用紙（例）

「いじめ」に関するアンケート（例）

下にあげた質問事項について、A「されたことがある」 B「されたことはないが、見たことがある」 C「されたことも見たこともない」のどれかに○をつけなさい。+

A「されたことがある」..

B「されたことはないが、見たことがある」..

C「されたことも見たこともない」..

+

- | | | | |
|---------------------------------------|---|---|----|
| 1 体操着や教科書、文房具などの忘れ物を無理やりほかの人に取りに行かせる。 | A | B | C+ |
| 2 自分のかばんや荷物などを無理やり他の人に持たせたりする。 | A | B | C+ |
| 3 本人が行きたがらない所へ、無理やりさそって連れて行く。 | A | B | C+ |
| 4 お金や文房具などを借り、そのまま返さない。 | A | B | C+ |
| 5 金をくれと言ったり、金をつごうしてこいと言う。 | A | B | C+ |
| 6 かげぐちを言ったり、ありもしないことを言いふらす。 | A | B | C+ |
| 7 いやなあだ名や気にしていることを人前ですけすけという。 | A | B | C+ |
| 8 他人の身体や性格などを悪意をもって言いふらす。 | A | B | C+ |
| 9 人の教科書やくつなどをわざと隠したり、作品をこわしたりする。 | A | B | C+ |
| 10 いやがらせの落書きをしたり、いやがらせの電話をかけたりする。 | A | B | C+ |
| 11 自分では直接せず、他の人を使っていやがらせをする。 | A | B | C+ |
| 12 自分では手を出さずに、他の人に命令して暴力をふるわせる。 | A | B | C+ |
| 13 遊びだと言って、首を絞めたり、押さえこんだりする。 | A | B | C+ |
| 14 たいした理由もなく殴ったり、蹴ったりする。 | A | B | C+ |
| 15 下級生におじぎやあいさつを強制する。 | A | B | C+ |
| 16 態度が悪いからと言って、上級生が下級生をいろいろな方法でせめたてる。 | A | B | C+ |
| 17 部活動などで、練習だからと言って、先輩が後輩を無理にしごく。 | A | B | C+ |
| 18 「親や先生に告げ口をしたら許さない」と言って、口止めをする。 | A | B | C+ |
| 19 たいした理由もなく、一人を大勢で無視したり、仲間はずれにする。 | A | B | C+ |
| 20 グループから離れたいと思っても、離れることができない。 | A | B | C+ |
| 21 携帯でいやがらせのメールや掲示板に書き込みをされたことがある。 | A | B | C+ |
| 22 知らないうちに自分の画像がインターネット上に掲載されたことがある。 | A | B | C+ |
| 23 ツイッターやSNS等で、いやな思いをしたことがある。 | A | B | C+ |

(3) 福島県いじめ問題等対策支援運営協議会設置要項

福島県いじめ問題等対策支援運営協議会設置要項

福島県教育委員会

(目的)

第1条 いじめ問題等の生徒指導上の諸問題の解決に向けた支援に関する協議を行うため、福島県いじめ問題等対策支援運営協議会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次の事項について協議する。

- (1) いじめ問題等、生徒指導上の諸問題に対する指導の在り方の調査、研究に関すること
- (2) いじめ問題等、生徒指導上の諸問題に対する具体的な方策に関すること
- (3) いじめ問題等対策支援チーム（以下「支援チーム」という。）の設置に関すること
- (4) 支援チームへの指導・助言に関すること
- (5) 事案の検証に関すること
- (6) その他、運営委員会が必要と認めること

(委員構成)

第3条 運営委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から福島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福島県臨床心理士会関係者
- (3) 福島県方法務局関係者
- (4) 福島県警察本部関係者
- (5) 福島県児童相談所関係者
- (6) 福島県小・中・高等学校長関係者
- (7) 福島県弁護士会関係者
- (8) 一般社団法人福島県社会福祉士会関係者
- (9) 前8号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から、その年度の末日までとし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営協議会に委員長を置き、委員の互選により決める。

2 委員長は、会の進行を行う。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、教育長が招集する。

2 会議は、原則として年2回開催する。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、福島県教育庁義務教育課において行う。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、運営協議会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年9月11日から施行する。

(4) 福島県いじめ問題等対策支援チーム設置要項

福島県いじめ問題等対策支援チーム設置要項

福島県教育委員会

(設置)

第1条 福島県内の公立学校におけるいじめ問題等、生徒指導上の諸問題について、未然防止のための支援や早期発見に向けた緊急の支援など、実効性のある取組の充実を図るため、福島県いじめ問題等対策支援運営協議会（以下「運営協議会」という。）が福島県いじめ問題等対策支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援チームは、学校のいじめ問題等、生徒指導上の諸問題の実態を把握するとともに、未然防止・早期発見に向けて次の各号に掲げる事項について支援する。

- (1) いじめ問題等の研修会等への支援に関すること
- (2) いじめ問題等の緊急の支援や調査に関すること
- (3) その他

(組織)

第3条 支援チームは、別表に掲げる支援チーム員により組織し、福島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 支援チーム員の任期は、委嘱を受けた日からその年度の末日までとし、再任は妨げない。

2 支援チーム員が欠けた場合における補欠のチーム員の任期は、前任者の残任期間とする。

(派遣員の選任と派遣)

第5条 運営協議会委員長は、個別の事案の解決に必要なチーム員を選任し派遣する。

(1) いじめ問題等の研修会等への支援に関すること(別紙様式1)

(2) いじめ問題等の緊急の支援や調査に関すること(別紙様式2)

① 児童生徒が自殺を企画した場合

② 身体に重大な傷害を負った場合

③ 金品等に重大な被害を受けた場合

④ 精神性の疾患を発症した場合

⑤ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

⑥ その他

(会議)

第6条 会議は、運営協議会委員長が招集する。

2 会議は、必要に応じて開催する。

3 運営協議会委員長は、必要があると認めるときは、会議に支援チーム員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 支援チーム員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 支援チームの庶務は、福島県教育庁義務教育課において行う。

(委任)

第9条 この要項に定めるものの他、支援チームの運営に必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この要項は、平成25年9月11日から施行する。

別表(第3条関係)

支援チーム員	学識経験者
	福島県臨床心理士会関係者
	福島地方法務局関係者
	福島県児童相談所関係者
	福島県弁護士会関係者
	一般社団法人福島県社会福祉士会関係者
	学校関係者
	その他

(5) 福島県いじめ問題等対策支援チーム研修等派遣依頼書

別紙様式 1

福島県いじめ問題等対策支援チーム研修等派遣依頼書

令和 年 月 日

福島県いじめ問題等対策支援運営協議会委員長 様

依頼者	教育委員会名 (県立学校名)	
	住 所	〒 TEL
	連絡先(担当者)	
依頼内容	内 容	
	日 時	第一希望 年 月 日 午前・後 時 分～午前・後 時 分
		第二希望 年 月 日 午前・後 時 分～午前・後 時 分
		第三希望 年 月 日 午前・後 時 分～午前・後 時 分
	場 所	
	対象人数	
その他 希望等		

- ・ 派遣者への派遣依頼や日程調整が必要となりますので、2ヶ月前には、福島県教育庁義務教育課（電話024-521-7774）まで提出してください。

(6) 福島県いじめ問題等対策支援チーム緊急派遣依頼書

別紙様式2

福島県いじめ問題等対策支援チーム緊急派遣依頼書

令和 年 月 日

福島県いじめ問題等対策支援運営協議会委員長 様

依頼者	教育委員会名 (県立学校名)	
	住 所	〒 TEL
	連絡先(担当者)	
依頼内容	重大事案の内容	☐ 児童生徒が自殺を図った。 ☐ 身体に重大な傷害を負った。 ☐ 金品等に重大な被害を受けた。 ☐ 精神性の疾患を発症した。 ☐ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている。 ☐ その他 () ※ 該当項目に☑してください。
	日 時	第一希望 年 月 日午前・後 時 分～午前・後 時 分
		第二希望 年 月 日午前・後 時 分～午前・後 時 分
		第三希望 年 月 日午前・後 時 分～午前・後 時 分
	場 所	
	対象人数	
その他 希望等		

- ・ 事前に、福島県教育庁義務教育課（電話024-521-7774）へ連絡をして確認してください。